

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の意匠法施行規則様式第2、様式第6、様式第7及び様式第8並びに意匠登録令施行規則第四条、第四条の二、様式第一及び様式第一の二の規定は、この省令の施行後にする意匠登録出願について適用し、この省令の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十八条第一項、第二項、第五項及び第八項並びに第七十六条第一項及び第二項の規定に基づき、ガス事業託送供給約款料金算定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

ガス事業託送供給約款料金算定規則の一部を改正する省令

経済産業大臣 世耕 弘成

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(減少事業報酬額の算定)</p> <p>第十条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 還元額は、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額（当該事業年度と連続する前事業年度において一定水準超過額が零でない場合（当該事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において第十四条第一項の規定により設定した料金を実施する場合を除く。）には、当該一定水準超過額から前事業年度の一定水準超過額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）に一から効率化比率を乗じて得た額）を五で除して得た額に百分の五十を乗じて得た値（当該値が一を上回る場合にあつては、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額を五で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が第六条第一項又は第五項及び第六項の規定により算定された事業報酬額を超える場合にあっては、当該事業報酬額）を下回らない額と定める額とする。</p>	<p>(減少事業報酬額の算定)</p> <p>第十条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 還元額は、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額（当該事業年度と連続する前事業年度において一定水準超過額が零でない場合（当該事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において第十四条第一項の規定により設定した料金を実施する場合を除く。）には、当該一定水準超過額から前事業年度の一定水準超過額を控除した額とする。）に一から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の当期超過利潤累積額に占める割合に百分の五十を乗じて得た値（当該値が一を上回る場合にあつては、一、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額を五で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が第六条第一項又は第五項及び第六項の規定により算定された事業報酬額を超える場合にあっては、当該事業報酬額）を下回らない額と定める額とする。</p>